公益財団法人ブラッサム財団

２０２６年度青少年スポーツ振興奨励事業 応募の手引き

公益財団法人ブラッサム財団（以下「本財団」といいます。）は、日本国内において民族的マイノリティーとしての在日コリアンの青少年のスポーツ活動に対して援助を行い、日本社会の国際化、多様性を持つ社会への発展に寄与することを目的としています。この手引きは、２０２６年度青少年スポーツ等振興奨励事業の応募に関する手順を明確にするためのものです。応募を希望される組織・団体の方々は、以下の手順に従ってご応募ください。

１．応募資格の確認

次の(１)～(６)のすべてに該当し応募資格を満たしているか確認してください。

（１）活動拠点要件 日本国内において主な活動を行っていること。

（２）営利を目的としない活動であること。

（３）活動状況及び結果について適正に報告できること。

（４）継続性要件 継続的に事業を行える団体・組織であること。

（５）団体・イベント要件： 概ね満 22 歳未満の青少年を対象にしたスポーツ振興団体、あるいはスポーツイベントであること：

① 体育会(A タイプ団体):在日コリアンの青少年が多く所属する日本国内の学校(小学・中学・高校・大学等、朝鮮学校・朝鮮大学校を含む)の体育会

② スポーツ団体（B タイプ団体):在日コリアンの青少年のスポーツ振興、技能向上に資する活動を行う団体

③ 地域交流イベント（A タイプイベント）:在日コリアンの青少年と地域住民等とのスポーツを通した交流イベント

④ 国際交流競技大会（B タイプイベント）:在日コリアンの青少年が多く所属する日本国内の学校(小学・中学・高校・大学等、朝鮮学校・朝鮮大学校を含む)と日本の学校(小学・中学・高校・大学等)との交流試合を含むスポーツ競技大会

⑤ スポーツ講演会（C タイプイベント）:在日コリアン選手が参加するスポーツに関する講演会や交流イベント

（６）規模/在日コリアン要件

- （団体）スポーツ活動の振興に資する体育会、団体で、直接所属し活動する在日コリアン青少年人数が複数人以上であること。
- （イベント）スポーツ活動の振興に資するイベント等で、直接活動する在日コリアン青少年の人数が 15 人以上の事業（大会、競技会、交流会、研修会、セミナー等）であること。

（※）在日コリアンの定義：

（A） 国籍に基づく定義

朝鮮・韓国籍の青少年: 現在の国籍が朝鮮・韓国の方。

（B）両親の国籍に基づく定義

両親のいずれかの国籍が朝鮮・韓国の方: 両親のいずれか一方、または両方が朝鮮・韓国籍である青少年。これには、日本国籍を持つ親と朝鮮・韓国籍を持つ親を持つ場合が含まれます。

（C） 祖父母のルーツに基づく定義

祖父母が朝鮮半島にルーツを持つ青少年: 両親の国籍にかかわらず、祖父母のうち少なくとも一人が朝鮮半島にルーツを持つ場合。この定義には、例えば韓国籍の祖父母を持つ在日コリアンの子孫など。

２． 募集件数

２０２６年度募集件数は１件とします。

３．募集期間の確認

募集期間は以下の通りです。

２０２６年１１月１日（日）～２０２６年１２月１６日（水）

４．助成金額

原則として３０万円を上限とし、助成額は応募書類の内容等によって決定することとします。

５．給付対象期間

助成の対象になるのは２０２７年４月から２０２８年３月までに終了する事業となります。

６．応募書類の準備

以下の書類を準備してください：

① 申請用紙（所定様式） ２部

② 前年度の決算書類等 応募団体の１年間の収支がわかるもの。
年度毎の実行委員会の場合、前回開催時決算または収支関連資料

③ 応募団体の活動がわかるもの

④ 助成を受けようとする事業の概要がわかるもの

⑤ （団体）団体に所属する在日コリアンの青少年のリスト。
（イベント）イベントに参加予定の在日コリアン青少年のリスト。）

⑥　団体に所属する在日コリアンの青少年青少年であることを証明する書類（以下のいずれか）（上記5のリストから本財団がサンプル対象と指定した青少年に関する資料）

・　国籍を証明する書類（例：パスポートのコピー）
・　両親のいずれかが朝鮮・韓国籍であることを証明する書類（例：親のパスポートのコピー）
・　祖父母が朝鮮半島にルーツを持つことを証明する書類（例：祖父母の出生証明書やパスポートのコピー）

※必要に応じて追加書類等の提出を求めることがあります。

７．応募書類の提出

応募書類を一括して以下の方法で提出してください：
郵送の場合：特定記録で期間内必着。ただし、締切日の速達消印は有効とします。
直接提出の場合：財団事務所に直接提出してください。
送付先住所：　〒150-0066 東京都渋谷区西原2-26-3 GA西原102号
公益財団法人ブラッサム財団 事務局宛

８．選考と決定

本財団設置の外部委員（学識経験者・有資格者等）で構成される選考委員会において選考が行われます。選考結果は２０２７年２月初旬までに応募団体宛に通知されます。

９．助成金の返還

次の事由に該当する場合には、助成金の全部又は一部の返還を請求する。
(1) 申請書に記載された活動を実施しなかったとき。
(2) 助成金を支給目的に沿わない使途において使用したとき。
(3) 申請書の内容に虚偽の記載が判明したとき。
(4) 疾病、不慮の事故、災難などのために活動を継続する見込みがなくなったとき。
(5) 助成対象者として適当でない事実があったとき。
(6) 前各号の他、理事会が適当でないと判断したとき

１０．活動報告

助成金の受給を受けた団体は、助成対象事業終了後、速やかに「実績報告書（所定様式）」を提出することが求められます。

１１．願書の入手方法

願書など所定の用紙は財団事務所で配布しています。また、郵送にも対応いたしますので、お問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人ブラッサム財団 住所：〒150-0066 東京都渋谷区西原2-26-3 GA西原102号

電話番号：050-3558-3522

以上の手引きに従って、応募書類の準備と提出を行ってください。不明点があれば、上記の連絡先までお問い合わせください。

様式は本財団ホームページからダウンロードいただけます。